

愛顔 e スポーツ普及支援事業実施要綱

(目的)

第1条 年齢・性別・障がいの垣根なく実施できる e スポーツを、障がい者の社会参加のツールとして活用し、障がい者の e スポーツへの取組みを支援することで、障がい者の輝く場・交流の場の創出や新たな生活様式下におけるスポーツ活動の活性化を図る。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は愛媛県とする。

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、事業の目的を理解し、県内に在住する障がい者のために e スポーツを活用した事業を行う法人又は個人とし、申請に基づき知事が決定する。

(支援対象事業)

第4条 前条に規定する事業とは、障がい者への e スポーツ普及促進のために実施するイベント等とし、次の各号に該当する事業は支援の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 特定の教派、宗教又は教団を支援する事業
- (4) その他公益を害するおそれがあると認められる事業

(支援の内容)

第5条 別表に定める機器等のうち、支援対象者の申請に基づき、知事が事業の実施に必要なと認めるものを無償貸与する。

(支援対象期間)

第6条 支援対象期間は、原則として1か月以内とする。ただし、事業の実施上、知事が必要と認めた場合はその限りではない。

(支援の手続き)

第7条 支援を希望する者は、愛顔 e スポーツ普及支援事業実施申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、必要な条件を付して支援を決定し、支援決定通知書により、速やかに通知するものとする。

(実績報告)

第8条 支援対象者は、事業完了後、愛顔 e スポーツ普及支援事業実績報告書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(機器等の管理)

第9条 支援対象者は、貸与した機器等を自己の管理の下で取り扱うこととし、目的以外に使用し、又は転貸してはならない。

2 支援対象者は、実績報告の提出と併せて、貸与時の現状に回復した機器等を返却するものとする。

(損害賠償)

第10条 支援対象者が、自己の責めに帰すべき事由により機器等をき損又は故障させた場合は、支援対象者は弁償又は修理を行うものとする。

（支援事業の取消し等）

第11条 知事は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援事業の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の実施について、不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

別 表

貸与機器等	
1	プレイステーション4及びコントローラー
2	任天堂スイッチ及びコントローラー
3	iPad
4	ゲームタイトル ※詳細は下記
5	ゲーミングモニター

	ゲームタイトル	適用機種	備考
①	ぷよぷよeスポーツ	プレイステーション4	
②	スーパーボンバーマン	プレイステーション4	
③	実況パワフルプロ野球	プレイステーション4	
④	ウイニングイレブン	プレイステーション4	
⑤	ストリートファイターV	プレイステーション4	専用コントローラー有
⑥	グランツーリスモ	プレイステーション4	専用コントローラー有
⑦	リングフィットアドベンチャー	任天堂スイッチ	専用コントローラー有
⑧	太鼓の達人	任天堂スイッチ	専用コントローラー有
⑨	マリオカート	任天堂スイッチ	専用コントローラー有

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所 : _____

団 体 名 : _____

代表者氏名 : _____ 印

愛顔 e スポーツ普及支援事業機器等借用申請書

下記のとおり、愛顔 e スポーツ普及支援事業を実施したいので、愛顔 e スポーツ普及支援事業実施要綱第7条の規定により申請します。

記

1 実施日時

2 実施場所

3 実施内容

4 参加人数

5 必要機器等

機器等名	数量	貸与期間

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所： _____

団 体 名： _____

代表者氏名： _____ 印

愛顔eスポーツ普及支援事業実績報告書

愛顔eスポーツ普及支援事業の実績について、愛顔eスポーツ普及支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実施内容

2 事業の成果

※「1 実施内容」には、機器等の利用状況や人数などの活動実績を具体的に記載すること

※事業の実施状況がわかる写真を添付すること